

第6回湖南省政治倫理審査会会議録

I. 【開催年月日】 令和4年8月9日（火）午後2時30分から午後3時25分まで

II. 【開催場所】 湖南省共同福祉施設（サンライフ甲西）2階大ホール

III. 【出席者】 （委員）真山達志、八幡知行、林善彦、山本善通

（事務局）総務部：西岡、坂田

総務課：藤木、米津、川瀬、青木

IV. 【会議の概要】

1. 開会

2. 会長より開会の挨拶

事務局より以下を報告

- ① 委員の変更について
- ② 委員半数（3名）以上の出席により会議成立を宣言
- ③ 当審査会にて審査報告書を提出した大島正秀市議の審査案件（湖議第222号—大島正秀議員に係る審査請求）が不起訴となったことについて報告

3. 議事

(1) 審査会の運営について

- ・会議の公開・非公開について

（委員）

湖南省政治倫理条例第6条第7項の規定により、この会議は、原則として公開することとなっている。委員の3分の2以上の同意があれば非公開とすることも可能であるが、本日の会議については、公開とするがよろしいか。

（全委員）

異議なし。

- ・傍聴の取扱いについて

（委員）

湖南省政治倫理条例施行規則第5条第8項の規定により、この審査会の傍聴については、湖南省議会傍聴規則の例によることとされている。その規則に従って、傍聴の取扱いを行うこととする。また、湖南省議会傍聴規則第13条ただし書の規定により、撮影・録音を許可する。

- ・その他事項について

（委員）

加藤市議と私は、以前から仕事上の付き合いがある。私は同市議と間接的に利害関係があると考えられ、審査に加わることは適切ではないと考えるため、湖南省政治倫理条例施行規則第7条の規定により、今回の審査からは外れることとしたいが、よろしいか。

(その他委員)

了解した。

※なお、委員の半数以上出席のため、会議は継続

- (2) 審査請求（湖総第 107 号 加藤貞一郎議員に係る審査請求）に係る政治倫理基準違反行為の存否について

～事務局より審査請求の概要について説明～

(委員)

まずは、調査請求の適否について判断することとなる。委員の意見を伺いたい。

(委員)

請求は、いつ、誰から誰への提出があったものか。再度確認したい。

(事務局)

令和 4 年 4 月 8 日付けで、湖南省市議会議員 9 名から湖南省市議会議長に調査請求書が提出され、議長が受理をした。その後、令和 4 年 5 月 2 日付けで議長から市長へ調査請求書の写しが提出され、令和 4 年 7 月 20 日付けで、市長から政治倫理審査会会長へと提出されている。

(委員)

了解した。

(委員)

今回の案件は、湖南省政治倫理条例第 4 条第 1 項第 1 号に抵触しているかどうかを審査するものであるが、まずは、本案件を審査対象とすべきかどうかという点を確認したい。現在わかっていることとしては、農地法上の転用手続きの問題と所得税法の申告漏れがあったと報道されており、これらが事実であれば、条例に抵触するおそれがあるということである。各委員の考えはどうか。

(その他委員)

～発言なし～

(委員)

特に意見等もないようなので、審査の対象として、適当であるものという判断で良いか。

(全委員)

異議なし。

(委員)

今後の審査の進め方については、前回までと同様に審査対象者および関係者からの聴き取り、また、必要に応じて追加資料の請求・確認という流れになることが想定されるが、事情聴取の対象者について、何か意見等はあるか。

(委員)

誰に来てもらうかという点は、現時点では本人以外には考えられない。議論が進む中で、新聞記事にある関係法人等に来てもらう可能性はあると考えられる。

(委員)

まずは本人からの聴き取り調査とし、その他の調査対象としては、本人調査の結果を踏まえて検討することとしたいが、それで良いか。

(全委員)

異議なし。

(委員)

追加資料等で必要と思われるものはあるか。

(委員)

今回調査対象となっているのは土地問題であるが、対象となる現地の土地のイメージが新聞記事だけでは伝わらない。それらがわかる資料が必要ではないか。

(委員)

調査対象者は、「現状回復を速やかにした」という発言をされているとのことであるが、新聞記事には回復されていないイメージでの記載があり、矛盾が生じている。現状の写真等は必要と思われるので、用意願いたい。

(事務局)

位置図や現地の写真等、必要なものがあれば準備をする。

(委員)

現地は、市役所からどれくらい離れているのか。

(事務局)

2 kmくらいである。

(委員)

一度審査会として現地を見に行ってはどうか。次の審議では、対象の現地確認後、審査対象者からの聴取をするような流れでどうか。

(委員)

問題となっているのは農地法の違反であるため、当該法律条文のコピー等が欲しい。

(委員)

登記簿謄本を見ると、審査対象者は、過去に売買も行っている。農業人じゃないものが農地を購入しようとした場合、できないのではないだろうか。また、農地を売買する際に、農業委員会に農業人であることの届出が必要ではないだろうか。まとめると、農業人以外が農地を購入する際の手続きについて確認する必要があると考える。

(委員)

農業委員会の方からも、農地の売買や農地転用の手続きについて話を聞くこととしてはどうか。

(委員)

審査対象者の、必要な手続きを「失念していた」という発言について、その意味合

いを確認したい。そのために、農地の売買および農地転用に係る詳細な手続きを知る必要があると考えている。

(委員)

本件以前にも農業委員会から指摘を受けていたということが資料に書かれているため、その時の指摘文書等の有無についても確認したい。

(委員)

各委員の意見を踏まえ、次回の審査会では、現地調査・農業委員会からの聴き取りおよび審査対象者からの聴取を行う。その後、その結果を検討し、誰から聴取するのか決めることとしたいが、よろしいか。

(全委員)

異議なし。

4. その他

次回審査会の日程調整等

5. 閉会

事務局より閉会の挨拶